

## 宿泊を含めた滞在型・体験型観光について

区では平成27年度末に、近年の来日外国人の増加や2020東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえて策定した「品川区都市型観光プラン」に沿って、品川区観光振興協議会での検討を踏まえ、観光振興事業を総合的、戦略的に展開している。

### 1. 区内の宿泊施設の状況

#### (1) 区内の宿泊施設（平成28年12月1日現在）

- ①施設数：48施設、収容人員：計11,947人
- ②関係団体：推奨の宿＝12施設、品川区ホテル旅館組合＝25施設

#### (2) 宿泊状況（平成28年3月末現在） 出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

- ①総宿泊数：延1,880,592泊（平成27年4月～平成28年3月）
- ②客室稼働率（年度平均）：90.3%

#### (3) その他 出典：①観光庁「宿泊旅行統計調査」、②株宿場 JAPAN 提供資料

- ①外国人宿泊者の割合：総数の約10.9%（延宿泊数：延278,963泊）
- ②間屋場（北品川）への海外来訪者の国別割合：欧州31%、米国19%、アジア（中国・韓国・台湾以外）15%、韓国6%、中国7%、台湾6%、その他16%（平成27年4月～平成28年3月）

### 2. 滞在型観光について

#### (1) 想定される観光のパターン

出張、会議などのビジネスによる来訪や、大型観光地での観光の中継地としての短期滞在時に、要件が終了した後や宿泊時夕方など短い時間を利用し、区内の観光スポットを回る、近隣で飲食を楽しむなど、都市での観光資源を楽しむパターンが中心となる。

#### (2) 必要な対応

- ①宿泊施設における観光情報（スポットや交通手段など）や、推奨するスポット巡りのモデルコースなどの情報提供。
- ②宿泊施設との連携による情報発信、PRなど。

### (3) 現在の取り組み事例

- ①区HP、シティプロモーション担当と連携したフェイスブック、観光協会HP、SNSなどによる観光情報発信、PRなど。
- ②年間の主な行事、イベントの予定表や、3か月ごとの日々の行事、イベントカレンダーによる情報提供。(しながわ旅本)
- ③しながわ旅本や各種観光パンフレット・マップ、観光イベントの周知チラシなどのホテル、関係施設における配布、PRなど。



## 3. 体験型観光について

### (1) 想定されるパターン

来訪者は、帰国前や主要目的地間への移動前などの空き時間を、区民は、平日昼間や休日を利用して、区内の観光スポットや商店街や神社、日本文化などの体験コンテンツを2～3時間で回れるツアーに参加したり、個人で自由に回って楽しむパターンが中心となる。例として、戸越銀座商店街(食べ歩き)⇒瓦割りまたは巫女体験、御朱印めぐり⇒雅楽演奏または座禅体験や琴演奏など

### (2) 必要な対応

ツアーについては、将来的には、申込受入・手配・予約などの手続きを旅行会社などで一括して行えることが望ましい。

- ①多言語に対応したガイドの養成
- ②お店や施設等の受け入れ環境の整備
- ③品川区観光振興協議会、観光協会等との連携体制の構築
- ④ツアーに必要な体験費、ガイド代、送迎代などの調整 など。

### (3) 現在の取り組み事例

- ①ゲストハウス発着ウォーキングツアー(年12回)

外国人旅行者、日本人旅行者を対象に、盆踊り、夏祭り、茶道などの体験、商店街イベント、音楽イベントへの参加等を行うウォーキングツアーを開催



②外国人向け日本文化体験めぐり IN SHINAGAWA 7月23日

外国人または外国人のおもてなしに興味のある日本人を対象に伝統日本文化体験・鑑賞しながらめぐるイベントを開催



③外国人向けPR動画“By yourside Shinagawa”

品川区内5ヶ所を紹介した短編動画シリーズを制作し、国内外へ発信



#### 4. 民泊制度の状況

##### (1) 国の検討状況

国土交通省（観光庁）と関係省庁で、住宅宿泊事業法（平成29年6月16日交付）の施行（交付から1年以内）に向け、政省令、ガイドライン等の規定整備について検討中。9月8日の関係自治体連絡会議で進捗状況と今後の方向性について情報提供があった。

##### (2) 各自治体の取り組み状況

現在、民泊関係事業に取り組んでいるのは、国家戦略特別区域法に基づく特例制度（特区民泊）を活用した大田区、大阪府、大阪市、北九州市。住宅宿泊事業法に基づく正規の民泊事業は、政省令等の検討中であるので実施されていない。

##### (3) 区への対応状況

関係課で連携し、住宅宿泊事業法の施行に向けた政省令、ガイドライン等の整備状況について情報収集をしながら、区内での事業開始に向けた準備を行っている。

\*具体的な関係事務については、都道府県の権限。保健所設置市等が協議により権限移譲を受け、取り扱うことは可能。